

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和七年三月二十一日

秋田県教育委員会規則第一号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

改正後	改正前
<p>（利用料金の承認の申請等） 第十三条の四 略</p> <p>2 条例第十一条第四項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>（利用料金の承認の申請等） 第三十二条の四 指定管理者は、条例第十一条第一項の規定により利用料金の承認を受けようとするときは、使用の区分及び当該区分ごとの利用料金の額並びにその算定の根拠を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第十一条第四項の規定による公衆の閲覧は、指定管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。</p> <p>第三十二条の五 略</p>	<p>（利用料金の承認の申請） 第十三条の四 略</p> <p>第三十二条の四 略</p>

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。